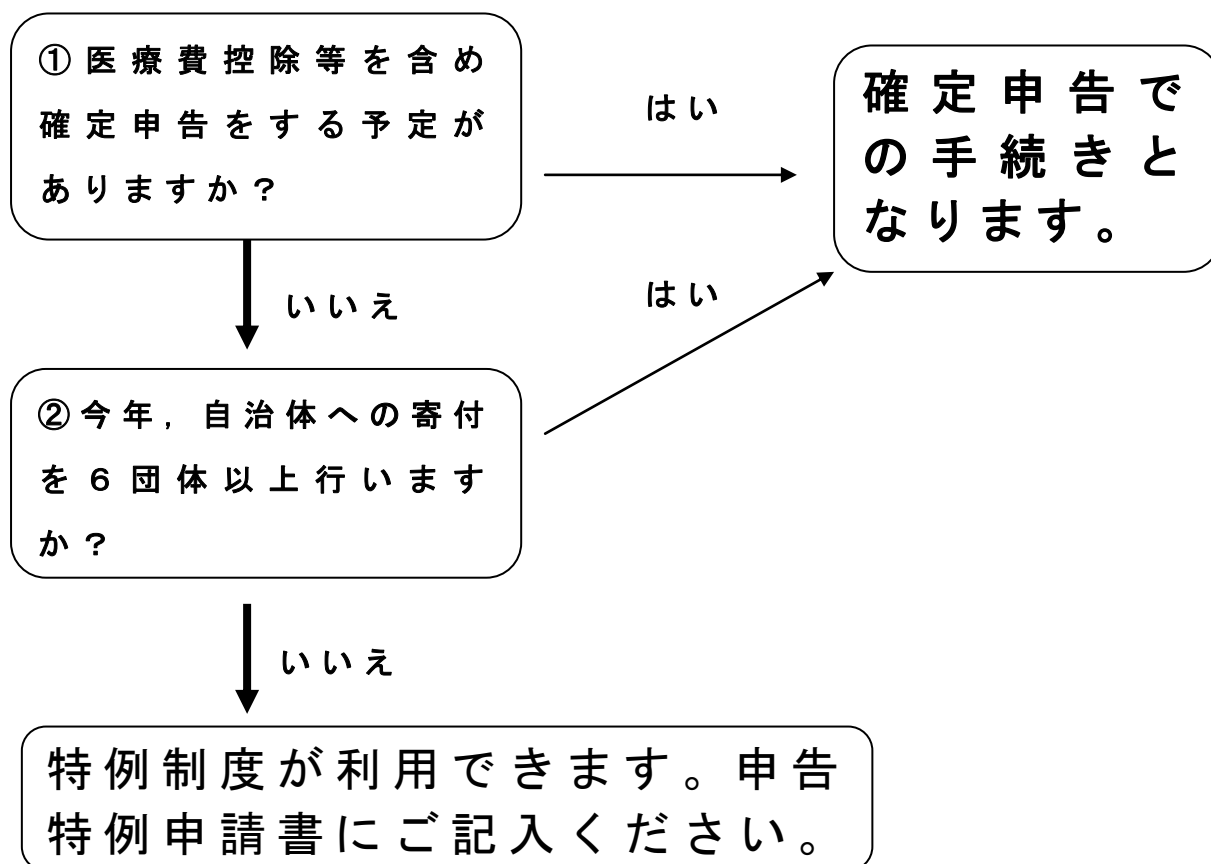


## ワンストップ特例制度の手続きについて

個人による自治体への寄附に際し、下記の要件に該当する際には申告特例申請書を記入することで、確定申告をしなくても税控除が受けられる特例制度が設けられました。

要件に該当し、本特例制度を希望される方は、申告特例申請書をご記入ください。



※提出先：窓口又はご郵送で調布市管財課（市役所4階）まで

\* ①②に該当する場合は、特例制度が受けられませんので、ご了承ください。確定申告での税控除手続きを行ってください。

\* 申請内容（住所・氏名等）に変更が生じた際には、「申請事項変更届出書」を提出してください。

\* ②の寄附自治体が6団体以上の場合は特例制度は適用除外になりますので、ご注意ください。その際には、全ての自治体の寄附は確定申告に

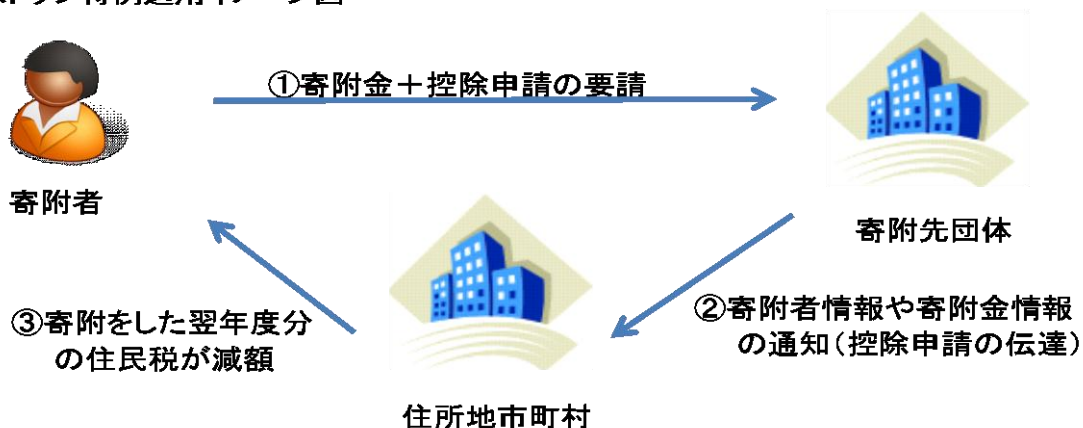
よる税控除の手続きが生じます。

## 自治体への寄附に伴うワンストップ特例制度について（ご案内）

平成27年4月1日以降の個人による自治体の寄附から、確定申告をしていない給与所得者等に限り、確定申告をしなくても税控除が受けられる特例制度が設けられました。ただし、寄附する自治体数は5団体までの制限があります。（6団体以上の自治体寄附については特例制度は適用除外となります。全ての寄附金が確定申告による税控除の手続きになりますので、ご注意ください。）

この特例制度を利用すると、今まで寄附金の控除申請は確定申告で行いましたが、寄附時に特例申請書を記入するのみで手続きが完了いたします。この制度で控除される税金はすべて「住民税控除」となり、翌年度の住民税で減額されます。

### ワンストップ特例適用イメージ図



<お問い合わせ>

寄附受入に関すること：調布市総務部管財課 042-481-7173

寄附の税控除に関すること：調布市市民部市民税課 042-481-7193～7195